

令和4年5月26日



様  
様

池田町教育委員会

### 公開質問書の回答について

新緑の候、日頃より学校教育活動についてご理解、ご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本町各学校においては、児童生徒の安全確保と健康管理は最優先事項と捉え、コロナウィルス感染拡大防止や熱中症、校内での事故防止などには細心の注意を払って学校運営に努めております。

マスク着用については、国や県教育委員会の指針、県民行動指針などコロナウィルス感染防止策をとった上で、次のとおり周知しています。

- 1 身体的距離が十分とれない場合はマスク着用を推奨するが、身体的距離が十分とれている場合はマスクを着用しなくてもよいなど柔軟な対応をとる。ただし、バス通学など密な状況になる場合はマスク着用を推奨する。
- 2 熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、熱中症対策を優先しマスクを外すこととし、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸を整えるなど、児童生徒の判断でも適切に対処できるよう指導する。
- 3 体育の授業や部活動ではマスクを外して活動する。ただし、十分な距離が保てない場合や熱中症の危険が少ない場合などにはマスクを着用する場合もある。
- 4 児童生徒に対しては、マスクをしていない、急な発熱、医師や保健所等の指示で登校を控えている児童生徒に対しての偏見や差別が生じないように児童生徒指導において配慮する。  
また、教職員がそうした場面を見かけた場合は適切に指導するよう指示する。
- 5 教職員に対しても、同様にコロナ感染症について適切な知識を得て児童生徒一人ひとりの健康状態や特性に応じた丁寧な対応を心がけるよう指導する。

今後も児童生徒一人ひとりの特性に応じた丁寧な対応を行うよう指導して参ります。